

大分県報

令和三年
号外（二九）
三月三十一日

（水曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局公印規程の一部改正……………	一
大分県企業局職員就業規程の一部改正……………	一
大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程等の一部改正……………	一
大分県企業局会計規程の一部改正……………	二
大分県公営企業管理者が保有する個人情報等の保護等に関する規程の一部改正……………	三
大分県企業局文書管理規程の一部改正……………	三
企業局訓令	
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	四
大分県企業局固定資産取扱規程の一部改正……………	五
大分県企業局職員服務規程の一部改正……………	五
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	五

○企業局管理規程

大分県企業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

大分県企業局公印規程の一部を改正する規程

大分県企業局公印規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第三項中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

令和三年三月三十一日

大分県報号外（企業局管理規程）

一

第八条第一項中「当該回議書及び」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公印を使用したときは、取扱主任の確認を受けなければならない。
第二号様式を削り、第一号様式を別記様式とする。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

大分県企業局管理規程第六号

大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分のただし書を削り、同項第三号イ中「再任用職員」を「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」に改める。

第十条の三中「（任期が更新される再任用職員にあつては、当該更新後の任期）」を削る。

別表第二の二十の項中「中学校就学の始期に達するまで」を「義務教育終了前」に、「小学校等」を「学校等」に改める。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

大分県企業局管理規程第七号

大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

（大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程の一部改正）

第一条 大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「㊦」を削り、「主業生産品目」を「主産品目」に改める。
第五号様式中「㊦」を削る。

第六号様式中「㊦」を削り、「うえ」を「上」に改める。
第八号様式及び第十二号様式中「㊦」を削る。

（大分県企業局庁舎等管理規程の一部改正）

第二条 大分県企業局庁舎等管理規程（昭和四十六年大分県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中（注）1を削り、（注）2を（注）1とし、（注）3を（注）2とする。

（大分県工業用水事業により給水する工業用水の譲渡に関する規程の一部改正）

第三条 大分県工業用水事業により給水する工業用水の譲渡に関する規程（昭和四十九年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊦」を削り、「藤正藤正」を「藤正藤正」に改める。

第四号様式及び第六号様式中「㊦」を削る。

（大分県企業局職員住宅管理規程の一部改正）

第四条 大分県企業局職員住宅管理規程（平成二十年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式（第六号様式）」に、

「居住安定に努めた事跡」を「申込回数」に、「でありますから、職員住宅の使用を許可して下さるよう」を「、職員住宅を使用したいので」に、「うえ」を「上」に、「氏名印」を「氏名」に改め、

「
上記のとおり相違ないことを証明します。
所屬長職氏名
及
」に改め、

「
上記のとおり相違ないことを証明します。
所屬長職氏名
及
」に改め、

び備考を削る。

第四号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第11条関係）」に、「職氏氏

名 ㊦」を「職氏名」に改め、「許可して下さい」と及び備考を削る。

第五号様式の二中「印」及び備考を削る。

第七号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第17条関係）」に、「職氏氏名 ㊦」を「職氏名」に改め、「許可下さいますよう」を「について許

可」を「許可して下さい」に改め、備考を削る。

第九号様式中「第9号様式」を「第9号様式（第18条関係）」に、「職氏名 ㊦」を「職氏名」に改め、「お届けします」を「届けます」に改め、備考を削る。

第十号様式中「第10号様式」を「第10号様式（第22条関係）」に、「職氏名 ㊦」を「職氏名」に改め、「許可して下さい」と及び備考を削る。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

（改正前の大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程等による用紙に関する経過措置）

2 次に掲げる規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

一 第一条の規定による改正前の大分県工業用水道事業の給水に関する条例施行規程第二号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式及び第十二号様式の規定

二 第二条の規定による改正前の大分県企業局庁舎等管理規程第一号様式の規定

三 第三条の規定による改正前の大分県工業用水事業により給水する工業用水の譲渡に関する規程第一号様式、第四号様式及び第六号様式の規定

四 第四条の規定による改正前の大分県企業局職員住宅管理規程第一号様式、第四号様式、第五号様式、第七号様式、第九号様式及び第十号様式の規定

~~~~~

大分県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊  
大分県企業局管理規程第八号

**大分県企業局会計規程の一部を改正する規程**

大分県企業局会計規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「付記押印させ」を「付記させ」に改める。

第二号様式（その一）中「㊦」を削る。

第二十号様式中「㊦」及び「㊦」を削る。

第二十一号様式、第二十二号様式及び第二十三号様式中「㊦」を削る。

第二十四号様式(その一)中「印」を削る。  
第二十五号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

**附 則**

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

大分県企業局管理規程第九号

**大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程**

大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十四年大分県企業局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号二中「及び法人である成年後見人にあつては、法人印鑑証明書」を削り、同条第三号ハを削る。

第二号様式中 「住所」 「郵便番号」  
氏名「氏名」 「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改める。

第二号様式の二中 「住所」 「郵便番号」  
氏名「氏名」 「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

第十号様式中 「住所」 「郵便番号」  
氏名「氏名」 「代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

第十号様式の二中 「住所」 「郵便番号」  
氏名「氏名」 「代表者の氏名及び代表者の印」を

「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

第十四号様式中 「住所」 「郵便番号」  
氏名「氏名」 「代表者の氏名及び代表者印」を「及び代表者の氏名」に改める。

第十四号様式の二中 「住所」 「郵便番号」  
氏名「氏名」 「代表者の氏名及び代表者の印」を「及び代表者の氏名」に改め、「□法人である代理人にあつては、法人印鑑証明書」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

(改正前の大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程に定める様式による用紙に関する経過措置)

2 改正前の大分県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程第二号様式、第二号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十四号様式及び第十四号様式の二の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

**大分県企業局文書管理規程の一部を改正する規程**

大分県企業局文書管理規程(平成二十一年大分県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条の二」を「第七十条の三」に改める。  
第二条第四号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十条第一号中「あて名」を「宛名」に、「かかわる」を「関わる」に改める。  
第二十三条第一項第一号中「名あて人」を「名宛人」に、「長あて」を「長宛て」に改め、同項第二号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第二十八条第二項中「回付確認のための押印欄」を「回付確認欄」に改める。

第二十九条の見出し及び同条中「かかわる」を「関わる」に改める。

第五十九条ただし書中「県の機関に対して施行する文書（特に重要な文書を除く。）及び県の機関以外のものに対して施行する軽易な」を「特に重要な文書以外の」に改める。

第六十七条中「総合行政ネットワーク」の下に「電子申請システム（第七十条の二に規定する電子申請システムをいう。以下この条において同じ。）その他の業務システム」を加え、「第七十条の二」を「第七十条の三」に改め、同条ただし書中「電子メール」の下に「電子申請システムその他の業務システム」を加える。

第二章第七節中第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に次の一条を加える。

（電子申請システムその他の業務システムによる施行）

第七十条の二 電子申請システム（電子情報処理組織を使用して県の機関に係る申請、届出その他の手続等を行うためのシステムで、大分県総務部行政企画課電子自治体推進室長が管理する電子申請システムをいう。）その他の業務システムにより電子文書を施行したときは、文書管理システムに施行年月日を登録しなければならない。

第四号様式中「あへん」を「密」に、「密」を「密」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第一号

本 局  
事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

第三条第七項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

第十五条の二第一項中「臨時的任用職員」の下に「（別表第二の八の項に掲げる場合にあっては、大分県企業局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を加え、同条第二項中「の十二の項及び十三の項」を「の十の項」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

3 別表第二の八の項並びに別表第三の七の項及び十の項に掲げる場合にあっては、一時間を単位として使用した休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。

別表第二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 風水震火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等に際して、通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合  
必要と認められる日又は時間

別表第二に次のように加える。

六 八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合  
出産日までの申し出た期間

七 女性職員が出産した場合  
出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めたときを除く。）  
任用期間において五日（義務教育終了前の子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

八 義務教育終了前の子（大分県企業局就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）第七条の二第一項及び別表第二の二十の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）又はその子の母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診

断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合

九 前各項に定める場合のほか、総務課長が特に必要と認める場合  
必要と認められる日又は時間に必要と認められる場合

別表第三の四の項中「(昭和四十年法律第百四十一号)」を削り、同表中八の項及び九の項を削り、同表の十の項中「大分県企業局就業規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。)」を「就業規程」に改め、「及び十二の項」を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十一の項中「十三の項」を「十の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表中十二の項を削り、同表の十三の項を同表の十の項とする。

第一号様式中「㊸」及び「又は一太郎」を削る。  
第二号様式中「㊸」を削る。  
第四号様式中

「・風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合

・選挙権その他公民としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

・臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

「公民権行使、風水震災火災等による出勤困難、官公署出頭、引引休暇、産前産後休暇、子の看護休暇及び総務課長が特に必要と認める場合」に、「産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇」や「育児時間」を加え、「㊸」を削る。  
第五号様式及び第七号様式中「㊸」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第二号

本局  
事業所

大分県企業局固定資産取扱規程(昭和四十三年大分県企業局訓令第六号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工藤正俊

第一号様式(表)中「㊸」を削る。  
第二号様式(その一)及び同様式(その二)中「国許」を「国」に改め、「国」を削る。

第六号様式中「㊸」を削る。  
第七号様式(表面)及び第九号様式(表面)中「㊸」を削り、「あたつて」を「国」に改める。  
第十号様式中「㊸」を削る。

第十二号様式(表面)、第十三号様式(表面)及び第十五号様式(表面)中「㊸」を削り、「あたつて」を「国」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第三号

大分県企業局職員服務規程(平成二年大分県企業局訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工藤正俊

第三号様式、第六号様式から第六号様式の四まで、第八号様式、第十三号様式から第十五号様式までの規定中「㊸」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第四号

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程(令和二年大分県企業局訓令第一号)

本局  
事業所

の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

大分県企業局長 工 藤 正 俊

第三条第三項中「五年を超えて引き続き」を「同号の規定により引き続き五年間」に改め、同条第八項中「署名押印した」を「署名した」に改める。

別表第二中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

|                                                                                             |               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>二 風水震災火災その他非常災害による交通遮断<br/>又は交通機関の事故等において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> | 必要と認められる日又は時間 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|

別表第二に次のように加える。

|                                       |               |
|---------------------------------------|---------------|
| <p>六 前各項に定める場合のほか、総務課長が特に必要と認める場合</p> | 必要と認められる日又は時間 |
|---------------------------------------|---------------|

第一号様式中「㉑」及び「又は」を削る。

第二号様式中「㉒」を削る。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式（第3条関係）

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書

職 名

- 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）
- 任 期 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 条件付採用 地方公務員法第22条及び第23条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。

円とする。

- 勤務場所 支給事由の生じた月の分を翌月15日（15日が閉日である場合は、翌閉日）に支給  
（地域手当、通勤手当、明細勤務手当、別表手当（※支給において必要な条件を満たしている場合に限り。）  
（任期の途中で給料及び手当等額が改定されることがある。）  
法令の定めるところによる。
- 勤務時間 11 時間外勤務 ただし、あらかじめ同意を得た上で勤務時間の削減を行う場合がある。  
必要に応じて命じる。
- 勤務時間 12 休憩時間
- 勤務日 13 勤務日
- 休 暇 等 14 休 暇 等

- 年次有給休暇 日、繰越日数 日 時間  
（付与日数 日、繰越日数 日 時間）
- その他の休暇  
①有給休暇  
・風水震災火災等により出勤困難、公民権行使、官公署出頭、忌引休暇及び総務課長が特に必要と認める場合  
②無給休暇  
公務傷病、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇  
③休業（無給）  
育児休業、部分休業

- 退 職 任期満了前に退職する場合、退職する2週間以上前に届け出ることを規定による。
- 分限・懲戒 (1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。  
(2) 次に該当する場合は免職されることである。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行う。  
①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のい、すれか1に該当するとき。  
②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のい、すれか1に該当するとき。

- 責 任 任期満了後に同一の職に改めて設置される場合であって、かつ、勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一つの任期の限度として公募によらず再任用される可能性もあること。ただし、任期を定めた任用であり、年 月 日（※任用予定前開闢日の翌日）以降の任用を保障するものではない。
- その他特記事項

※勤務労働条件については、上記によるほか、大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日

所 属 長

私は、会計年度任用職員としての採用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。  
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。  
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

大分県企業局長 職

氏名

第五号様式及び第七号様式中「㊦」を削る。

**附 則**

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

大分県報号外（企業局訓令）